

令和5年度一般コミュニティ助成事業募集要領

1 一般コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が、宝くじの社会貢献広報事業として、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上への寄与を目的とするもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業をいいます。

2 助成内容

コミュニティ活動に直接必要な備品を市が購入し、自治会へ譲与します。

※ 1自治会につき、見積もり合計金額が50万円まで（詳細は2ページへ）

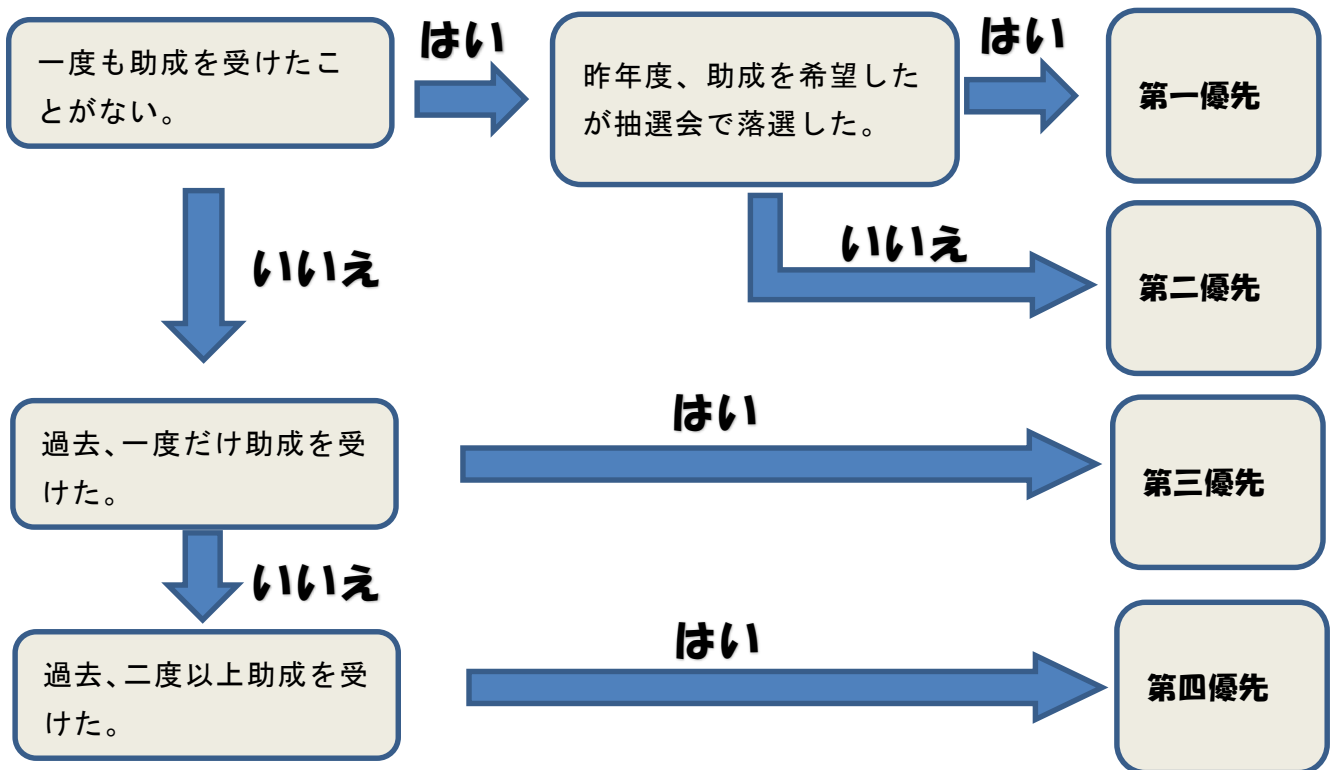
3 募集件数

おおむね5自治会

※ 申込者多数の場合は、以下の優先順位のとおりに決定します。優先順位が同列の自治会がいる場合、抽選会を開催します。

※ 備品は、個人宅には保管できません。自治会名義の集会所等が必要です。

※ 市防災安全課で募集する「自主防災組織育成助成事業」も財源を同じとする助成になります。こちらに申請する場合は、本助成に申請できません。



4 対象外となる助成条件

- (1) 法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合
- (2) 娯楽性の高い備品及び営利事業を目的とした備品の購入
- (3) 住民個人宅に設置されるもの。個人の利用に留まるもの。
- (4) 土地を要する事業を実施する場合（簡易倉庫の設置等）で、次に該当するもの
 - ① 抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）
 - ② 相続手続き未済のもの
 - ③ 所有者全員の承諾書等が得られないものなお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。
- (5) 短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備
- (6) 国からの助成を受けているもの
- (7) 宗教に関する施設及び設備等の整備

5 対象備品・対象外備品

(1) 対象備品

- ① お祭り用品の整備（修繕は含まない）
太鼓、法被、獅子頭、御輿、幕、篠笛、提灯等
 - ② 集会施設の備品整備
机、イス、展示用パネル、台車、コピー機、プロジェクター、ノートパソコン、プリンター、テレビ等
 - ③ イベント用品の整備
テント、ポータブルアンプ、発電機、わた飴製造機、組立式ステージ、DVDプレイヤー等
 - ④ その他
基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫など
 - ⑤ 宝くじキャラクターマークの表示に係る経費
ペイント費用、プレート作成費用など
- ※ 耐用年数が概ね4年以上のものが対象です。

(2) 対象外備品

- ① 建築物、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用
- ② 消耗品
- ③ 中古品の購入
- ④ 銃・刀剣類（模造品含む）
- ⑤ 車両（自転車・乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む。手押し車は可）
- ⑥ 一般調理器具（食器、包丁、箸、鍋、やかんなど）
- ⑦ 防災目的の備品
- ⑧ 観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ⑨ 各戸へ配布するもの
- ⑩ 広場の砂場や遊歩道等の整備

- ⑪ 建物と実質一体と見なせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ⑫ 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯等）
- ⑬ 防犯カメラ
- ⑭ 地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ⑮ 医薬品
- ⑯ 動力の付いた屋台、除雪機、草刈り機、山車等
- ⑰ 車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ⑱ 照明器具等のうち、電球のみの整備
- ⑲ 水車
- ⑳ PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ㉑ ホテル等の育成に関する設備、備品

6 宝くじの社会貢献広報

コミュニティ助成事業は、宝くじの受託事業収入を財源として助成されていることから、宝くじの社会貢献広報事業をPRする必要があります。そのため、購入した備品の一つ一つに、宝くじの社会貢献マーク（くじらのマーク）を貼付けし、納品時に全て写真撮影します。

※ 1備品につき1枚ではなく、全ての部品に貼付けをしていただく必要があります。

例) 分解できるテントの場合

天幕に1枚印刷の上、脚にも各1枚ずつシールを貼る…など



7 申請に係る書類一覧 表中の印：○=必須 △=内容によっては必要

No.	書類名		留意事項・注意点
1	事業実施主体規約	○	コピー可。
2	令和4年度事業計画及び予算書	○	コピー可。事業計画書は、活動方針とは異なります。
3	管理運営規程（案）	○	コピー可。既存の規程・台帳がある場合は、新たに整備する備品を追加した規程（案）・台帳（案）
4	金額積算根拠（見積書等）※	△	コピー可。購入備品の品番は必ず明記し、見積書等の合計額を税込額で表示するようにしてください。
5	事業内容に関する資料	○	カタログ等の <u>カラーコピー</u> 、事業の企画書や説明資料等。
6	土地が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）	△	コピー可。土地を要する場合で、整備する設備等を所有・維持管理する団体と土地の所有者が異なる場合は必須。（使用承諾の無い場合は承諾予定日を記載。）
7	建物が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）	△	コピー可。建物を要する場合で、整備する設備等を所有・維持管理する団体と建物の所有者が異なる場合は必須。（使用承諾の無い場合は承諾予定日を記載。）

※ 契約等の関係上で、同等品が納入される場合があります。

※ 見積競争、入札等で業者を決定します。見積りを取った業者へ発注するとは限りません。

※ 行事日程等に納品が間に合わない可能性があります。

8 コミュニティ助成金 申請の流れ

時期		内容	
令和4年	8月	～9月15日	①相談期間：申請を希望する自治会は必ず <u>相談期間中に相談してください。</u>
	9月		20日
		下旬	③仮申請に係る書類の提出：別途ご案内を郵送します。
	10月	15日	④申請書の提出：各自治会からの申請書類を確認し、東京都へ提出します。（東京都・財団法人の確認終了時期は3月下旬になります。 <u>東京都から変更を求められた場合は、購入品を変更していただく場合があります。</u> ）
令和5年	3月	下旬	⑤変更申請の締切：これ以降は、内容・個数等の変更ができません。ただし、契約等の関係上で、 <u>市は自治会が申請した物と同等品を購入する場合があります。</u>
			⑥交付決定通知が届く：東京都から市へ助成の交付決定通知が届きます。
	4月	下旬	⑦本申請の提出：市から自治会へ、コミュニティ助成事業の申請書の提出依頼を送ります。（提出締切：4月末～5月予定）
	5月		⑧助成の決定通知：⑦の申請書を受け、助成の決定通知を市から自治会へ郵送します。
	7月～12月頃まで		⑨備品納品と譲与契約（自治会）： <u>納品の際は、自治会の方に立ち合いをお願いします。</u> 購入品が複数ある場合、納入日が分かれる場合があります。 市で購入した備品を自治会に譲与するための、 <u>譲与契約を結びます。</u>
			⑩実績報告書の作成（自治会）：備品台帳等の報告書関係書類を作成していただきます。
7月～12月頃まで	備品購入～2か月以内	⑪実績報告書の提出：自治会から提出された実績報告書を市で取りまとめ、東京都へ提出します。厳密な審査の過程で書類の再提出を求められる場合がありますので、御承知おきください。	

※ 着色している項目は東京都と市の手続きになります。

9 注意事項(必ずご確認ください。)

- 申請に当たっては、市が取りまとめて自治総合センターに手続きします。
- 自治総合センターへの申請要件（市が取りまとめる備品の見積額の合計が100万円以上）を満たさない場合、申請できないこともありますので、御承知おきください。
- 申請した事業に対する助成の決定は、自治総合センターからの助成決定に基づき行います。申請した事業が必ずしも助成の対象となるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。
- 申請内容の変更について
令和5年の3月末まで
(締切を過ぎた場合、変更はできません。)
「1円でも、1個でも、1項目でも」申請した内容を変更する場合、どのような場合であつても、必ず担当課まで御相談ください。また、備品の配備先の変更も事前の変更相談が必要です。
3月末時点の申請内容で購入の手続きを開始しますので、変更がないか、自治会内で事前によく相談を済ませておいてください。

10 その他の助成事業について

自治総合センターは、一般コミュニティ助成事業枠以外にも、自治会所有集会所の大規模修繕や新築事業を対象としたコミュニティセンター事業を募集しています（認可地縁団体のみ対象）。

詳しくは、協働推進課までお問い合わせください。

* 事前相談のご案内について *

- 一般コミュニティ助成事業
今年度の事前相談は、メールにて実施いたします。

相談締切日

9月15日（木）（必着）

相談方法

次の①～③いずれかの方法により製品のパンフレット又は購入希望品のメーカーの製品紹介ページのカラーのコピー又はスクリーンショット等、製品情報が分かるものをお送り（御持参）いただき、御相談ください。

①メールでの事前相談について

下記メールアドレスに、購入希望品の製品情報を貼付したメールをお送りください。

【宛名例】（自治会名）令和5年度コミュニティ助成事業の相談

メールアドレス kyodo@city.musashimurayama.lg.jp

②郵送での事前相談について

製品情報を郵送でお送りいただく場合、到着までにお時間がかかりますので、ポストに投函した日又は翌日までに御連絡ください。

【電話受付時間】 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

③対面での事前相談について

対面での相談を御希望の場合は事前に協働推進課へ連絡し、日時調整を行ってから来庁してください。

※上記の方法で資料提供をしていただくのが難しい場合、FAXでも受付をしますが、助成決定したのちに、改めてカラーの製品情報を御提出いただく必要がありますので、御了承ください。

FAX 042-563-0793

（必ず、余白に【コミュニティ助成事業相談資料 協働推進課宛】と御記載ください。）

※製品情報の提供は、電話では受付できません。

次ページに続く

～相談に当たっての注意事項～

- 1 購入備品は、50万円（税込）までです。市で見積もりをとった際、50万円を超えましたら、同等品への変更や数を減らすようお願いをさせていただきます。あらかじめ、50万円を超えないか家電量販店等で御確認ください。
- 2 事前相談をされずに申請することはできません。
- 3 事前相談は、「製品情報の提供」と「市の確認」をもって終了とさせていただきます。どちらかを期限までに終えられなかった場合、「相談不備のため申請なし」となります。

～事前相談の際に、市が自治会に尋ねること～

- 1 自治会名義の保管場所がありますか。
- 2 購入する備品に宝くじマークを付けることは可能ですか。
- 3 3頁「7 申請に係る書類一覧」の書類の提出は可能ですか。
- 4 購入する備品はどのように保管しますか。
- 5 購入時期が冬になる可能性があります。夏祭り等のイベントには間に合いませんが、問題ありませんか。など

一般コミュニティ助成事業 Q&A（一般的なご質問）

- 1 一般コミュニティ助成事業における助成財源の原資について
→ 当該事業の助成財源原資は、宝くじの社会貢献広報活動費として受け入れる宝くじの受託事業収入によるものです。
- 2 事業内容等が助成要件に合致しても不採択となる場合について
→ 当該事業は、募集に際して都道府県ごとの申請総額が制限されておりません。したがって、事業内容が助成要件に合致していても、当助成事業の予算を超えるために不採択となる案件があることを御理解ください。
- 3 事業内容等が助成要件に合致するものの、不採択となった場合は、次回に同じ内容で申請することの可否について
→ 申請は可能ですが、再申請した案件は、必ず採択されるものとは限らないので御注意ください。
- 4 「簡易倉庫・収納庫」は、どの程度の規模まで対象となるか
→ 簡易倉庫・収納庫については、コミュニティ備品等が収納される程度のものを想定しています。なお、物置は「武蔵村山市集会所等建設費補助金（最大20万円まで1/2の補助）で整備することができます。多くの自治会がコミュニティ助成を申請できるよう、物置を御希望の場合は、「武蔵村山市集会所等建設費補助金」の活用を御検討ください。
- 5 一般コミュニティ助成事業の助成対象外とされた事業の例について
 - (1) 刀剣類
祭りで刀剣等を使用する場合がありますが、真剣・模擬刀のいずれも対象外となります。また、刀剣類の他、武器・武具に類するものは対象外となる場合があります。
 - (2) 吹奏楽サークル・ロックバンド等の趣味や芸術のサークルが使用する楽器
当該事業は、自治会・町内会等が使用するコミュニティ活動備品を対象としております。したがって、自治会・町内会等が祭り等で使用する太鼓・笛等は助成対象となりますが、趣味や芸術を目的とした団体が使用する楽器は対象外となります。
また、これら専ら趣味や芸術を目的とした団体への貸出しを意図として申請された場合であっても対象外となります。
 - (3) 既存施設・設備（備品）の修理・修繕・撤去・解体処理に係る費用
 - (4) 既存施設・中古品の購入
販売業者が正規に取扱っている商品以外は原則として対象外になります。中古品は一度購入者等により使用されている商品ですので、助成金の対象外となります。
 - (5) 車両
公道上を走行するもの、自転車、原動機付自転車、トラクター、芝刈機等は対象外となります。
動力が付いていない「手押し車（リヤカー、台車など）」は助成対象です。